

公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情

令和8年5月27日

寒川町議会議長
岸本 優様

陳情
第
3
号

学校教育の中立性と透明性を守る神奈川県民の会
代表 出井健三郎
小林 久人

電話

電話番号

共同提出者 前参議院議員 浜田聡

【陳情の要旨】

① 公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。

教育基本法第14条の趣旨に沿い、教師の指導内容、使用教材、外部講師・語り部・市民団体等の招へい又は関与が、特定の政党・政治団体・政治運動の立場に偏ることのないよう確認すること。また、生徒が発達段階に応じて、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、多面的・多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。

② 保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。

修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移動手段、外部関係者の関与、安全管理体制について、保護者に事前に十分説明すること。あわせて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程及び活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。

③ 過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。

教育委員会又は学校に保存されている過去3年間の計画書、実施要項、実施報告等を確認すること。そのうえで、修学旅行・校外学習及び校内の平和学習について、特定の政治的主張に沿った活動現場への訪問、関連団体等の関与など、保護者の視点から見て、政治的中立性又は安全管理上の懸念が残る教育活動がなかったかを確認すること。

④ ③に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。

③により、該当又はその疑いのある事例が確認された場合は、学校及び関係者への聞き取りを行い、活動内容、生徒に対する特定の政治的活動への参加・賛同の働きかけの有無、安全管理、保護者への説明、政治的中立性への配慮について実態を把握すること。その結果を、今後の指導及び改善に生かすこと。

【陳情の理由】

中学生は、社会の仕組みや歴史、政治、国際関係について本格的に学び始める時期であり、将来の主権者として社会の課題を主体的に考え判断する力を育むことが求められます。中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習は、その重要な役割を果たしています。

平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識や社会認識に影響を与えるおそれがあります。いわゆる「偏向教育」との疑念を招くことのないよう、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性と、生徒が発達段階に応じて多面的・多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要です。

教育基本法第14条は、政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、又は反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じています。

本陳情を通し、中学校における平和教育の政治的中立性や修学旅行・校外学習の安全管理について点検を求める背景には、令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆し、生徒1名と船長1名が死亡し、14名が負傷した痛ましい事故があります。

亡くなられた生徒の御遺族は、事故当日の経過について、インターネット上で公表されています。保護者にとって、修学旅行や校外学習は、学校を信頼して大切な子供を預ける教育活動であり、その信頼に応えるためにも、十分な安全確認と説明責任が求められます。

さらに御遺族は、沖縄や辺野古は、平和、戦争、命、歴史、基地、国防、日米関係などを考えることができる場所である一方、偏った情報を一方的に与えるのであれば、それは平和教育とはいえない趣旨の思いも綴られています。これは、生徒が多様な情報に触れ、多面的に考える教育であってほしいという保護者の願いと受け止めるべきです。

文部科学省は、令和8年4月7日付で「学校における校外活動の安全確保の徹底等について(通知)」を発出し、校外活動の安全性や実施内容の確認、児童生徒・保護者への十分な説明、学校主体の安全確保、船舶利用時の許認可事業者の選定等を求めています。また、大阪府教育庁は、同事故を受け、過去3年間の国内修学旅行・宿泊研修について、安全性、実施内容、事故で船舶を運航していた市民団体との関わり、教育活動における中立性等の調査を実施しました。

なお、辺野古移設反対を呼びかける「辺野古基金」の賛同団体として、神奈川県教職員組合(神教組)をはじめ、名称上確認できる教職員組合系団体が、各都道府県あわせて300団体以上確認できます。教職員系団体、及び中学校・高校の教員本人が、辺野古移設反対活動への「寄付」を呼び掛けている実態はないのでしょうか。また、こうした反対活動を支援する教員が、教室内や校外学習において、生徒たちの「平和学習」を指導している可能性はないのでしょうか。教壇に立つ教職員や教育現場に関係する団体が、特定の政治的運動に賛同している事実は、平和学習や校外学習における政治的中立性への配慮を、改めて確認する必要性を示すものです。

以上、貴自治体において、公立中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習の政治的中立性、適正性、安全性を確保するため、上記のとおり陳情いたします。

討議資料

平和教育及び校外学習の政治的中立性と 安全確保を求める陳情

本陳情における引用・参考資料一覧 概要説明および参照リンク

資料番号	引用資料名	概要説明
資料 1 	教育基本法 第14条 学校教育の政治的中立について	第2項「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」。
資料 2 	文部科学省「学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）」（令和8年4月7日付）	今回の事故を受け、学校に対し、校外活動の安全確認、保護者説明、船舶利用時の事業者確認等を徹底するよう求めたもの。
資料 3 	大阪府教育庁「国内修学旅行・宿泊研修の安全確保に係る実態調査結果」（令和8年4月28日付）	府立高、特別支援学校、府立中、私立小中高の計394校を対象に調査実施。事故が発生した団体との関わりは確認されなかった。同調査対象には市町村立中学校は含まれていない。
資料 4 	辺野古基金「賛同団体一覧」公式ページ 及び 教職員系組合の関わり	同公式ページ掲載資料より名称上抽出 ▷ 公表された賛同団体数 1,280団体 ▷ 教職員系組合310団体（全体の24.2%で最多） 310団体は、28都府県内の地方組織 及び全国組織「日本教職員組合」「日本退職教職員協議会」等 ▷ 他、地方公務員で構成される労働組合や民間労働組合、市民団体等が賛同団体として公表
資料 5 	御遺族が公表したウェブサイト「辺野古ボート転覆事故遺族メモ」（note）	犠牲となられた武石知華さんへのご遺族の想いとともに、事故当日の経過、学校から家族への連絡、修学旅行・校外学習における安全確認や保護者説明、平和教育のあり方に関する問題意識が示されています。
資料 6 	その他、辺野古沖事故や平和教育に関する報道資料 等	事故による被害状況、文部科学省による学校法人同志社への聞き取り等

各資料の原文・出典は、右のQRコードよりご確認ください。

資料作成：学校教育の中立性と透明性を守る会

お問い合わせは、ウェブサイト <https://fair-edu.net/> 内のフォームより承ります。



辺野古基金 賛同団体

辺野古新基地建設を止めるために基金の趣旨に賛同する団体。
賛同する団体及び個人の寄付をもって同基金を構成する。

辺野古基金公式ウェブサイトより抜粋

<https://henokofund.okinawa/assent>

神奈川県内27公表団体のうち県教職員組合を含む4団体が学校組合系

1 湘北教職員組合

2 国鉄労働組合神奈川地区本部

3 三浦半島地区教職員組合

4 湘南教職員組合

5 神奈川県保険医協会

6 神奈川県教職員組合

7 横浜市立大学病院労働組合 退職者会

8 横浜市交通局 退職者会

9 寒川町職員労働組合 退職者会

10 茅ヶ崎市職員労働組合

11 川崎市職員労働組合

12 相模原市職員労働組合

13 相模原市職員労働組合 退職者会

14 横浜交通労働組合

15 伊勢原市職員労働組合 退職者会

16 県退職者いちょう会

17 川崎市交通局退職者会

18 茅ヶ崎市役所退職者の会

19 自治労 神奈川県本部

20 自治労 神奈川県職員労働組合

21 自治労 横浜市従業員労働組合

22 自治労 藤沢市職員労働組合

23 自治労 海老名市職労退職者会

24 自治労 南足柄市職員労働組合 退職者会

25 自治労 横浜退職者会

26 自治労 平塚市職労退職者会

27 横浜市交通局 退職者会

神奈川県教職員組合（神教組）の公式ウェブサイトでは、同組合について「三浦半島・湘南・湘北地区・中・西湘の五地区教職員組合が結集して組織している連合体の教職員組合」と説明されている。また、同ページでは、全国の各都道府県の教職員組合によって日本教職員組合（日教組）が構成されている旨も記載されている。

この記載から、神教組は神奈川県内の各地域に所在する公立小中学校等の教職員を主な構成員とする日教組系の教職員組合であると読み取れる。

反対活動を物心両面で支える全国組織として、日本教職員組合（日教組）、日本退職教職員協議会（退教協）等。同団体公表賛同団体1280（全国）のうち、310団体（全体の24.2%で最多）が教職員・学校職員系組合です。

辺野古基金公式ウェブサイトに掲載されている規約より

第2条に同基金の「目的」、第3条に「活動」を記載。第4条（組織）に「賛同する団体及び個人の寄付をもって基金を構成する」とあります。

教職員系団体 及び 中学校・高校教師本人 が辺野古移設反対活動に「寄付」を呼び掛けているのでしょうか。反対活動を支援する教師が、教室内や校外学習で生徒達の「平和学習」を指導しているのでしょうか。

辺野古基金規約

（名称、事務所）

第1条 名称及び事務局所在地

本会は、「辺野古基金」（以下本会とする）といい、組織・事務局を那覇市内に置く。

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎 2 丁目 105・18 官公労共済会館 B1

（目 的）

第2条 本会は、辺野古新基地建設に反対し、建白書において要求されたオスプレイ配備の撤回、普天間基地の閉鎖・撤去及び県内移設を断念させる運動（活動）の前進を図るために物心両面からの支援を行い、沖縄の未来を拓くことを目的とする。

（活 動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、必要な支援・活動を行う。

（組 織）

第4条 本会は、第2条に定める設立趣旨に賛同する団体及び個人の寄付をもって基金を構成する。

（機 関）

第5条 本会に次の機関を置く

1. 評議員会
2. 基金運営委員会
3. 事務局

（権 限）

第6条 各機関の権限

評議員会は、共同代表、理事、基金運営委員代表によって構成され、活動方針や予算・決算を決定する。評議員会は年1回以上とする。評議員会は十分な審議を尽くして決定し、議論が分かれた場合は参加の多数決で決定する。

1. 基金運営委員会は、本会運営に関する重要事項の決定を行う。